

第2章 地球にやさしい循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

廃棄物には、ごみやし尿など主に日常生活に伴って排出される一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される産業廃棄物がありますが、その処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により国民、事業者、市町村、県及び国の責務が規定されています。（表2-1）

表2-1 廃棄物の処理責務

区分	廃棄物	
	一般廃棄物	産業廃棄物
産業廃棄物以外の廃棄物（生活系又は事業系のごみ、し尿など）	事業活動に伴って発生する廃棄物のうちで、汚泥、木くずなど20種類の廃棄物	
国民	・排出抑制、分別排出の実施、再生品の利用等廃棄物の減量、適正な処理について地方公共団体の施策へ協力	
事業者	・自ら排出した廃棄物の処理（処理業者への委託もできる） ・適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発	
市町村	・一般廃棄物処理計画の策定 ・計画処理区域内における適正処理 ・一般廃棄物処理業の許可 ・廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量等推進員の委嘱	・一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理も可能
都道府県	・国民及び事業者の意識の啓発 ・市町村への技術的援助	・産業廃棄物処理業の許可 ・事業者・処理業者の指導
国	・技術開発の推進、地方公共団体への技術的・財政的支援	

1 施策の基本的方向

(1) 概要

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが求められています。

このような中、県においては、平成14年3月に策定した「県廃棄物処理計画」（平成28年3月改定）に基づき、循環型社会の形成を図るため、県民、排出事業者、処理業者、市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって、廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理等を推進するとともに、リサイクル関連施設の整備を促進するほか、県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

(2) 鹿児島県廃棄物処理計画

近年、廃棄物の排出量は、減少傾向にあるものの、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、最終処分場の残余容量のひっ迫等、なお様々な課題が残されています。

これらの問題を解決し、恵み豊かな環境を次の世代へ引き継いで行くためには、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めるとともに、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やラ

イフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが必要です。

このため、国においては「廃棄物処理法」の改正や、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」の策定など、循環型社会の形成に向けての基本的な枠組みを示すとともに、各種リサイクル法の制定や施策実施等の対応が図られてきたところです。

本県においては、これまで「県廃棄物処理計画」のほか、「県産業廃棄物の処理に関する基本方針」（平成9年12月策定）や「県分別収集促進計画」などを策定し、廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理を推進するための施策を展開してきましたが、前計画策定後、各種リサイクル法の施行に伴う状況の変化や循環型社会の形成、地球温暖化防止に向けた新たな取組など、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、廃棄物処理法の規定に基づき、平成28年3月に県廃棄物処理計画を改定しました。

－廃棄物処理計画の概要－

（計画期間）

平成28年度～平成32年度

（基本的な考え方）

○一般廃棄物

- ◆排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆適正処理及び施設整備の推進
- ◆一般廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

○産業廃棄物

- ◆排出事業者処理責任の原則の徹底
- ◆産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆産業廃棄物処理施設の整備推進
- ◆産業廃棄物の適正処理の推進
- ◆産業廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

(3) 鹿児島県災害廃棄物処理計画

平成23年3月11日の東日本大震災の経験等を踏まえ、国においては、「災害廃棄物対策指針」の策定や、「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」の改正が行われました。県においては、国の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「県地域防災計画」との整合を図りながら、大規模災害時における災害廃棄物の処理方針や市町村の役割等を示した「県災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定しました。

本計画は、県廃棄物処理計画において記載した災害廃棄物の処理対策に関し、より具体的かつ迅速に大規模災害時における廃棄物処理を行うため、平時の備えとして策定したものであり、想定災害及びそれと同程度の災害の発生時には、実際の被災状況等に応じた処理の「実行計画」を作成して対応することになります。

－県災害廃棄物処理計画の概要－

第1編 総則

第1章 背景及び目的

- 第2章 組織推進体制
- 第2編 災害廃棄物処理対策
 - 第1章 災害廃棄物及び津波堆積物
 - 第2章 避難所の生活ごみとし尿・生活排水処理対策
 - 第3章 災害廃棄物処理
 - 第4章 災害廃棄物処理計画の見直し

2 施策

(1) 一般廃棄物

① 容器包装リサイクルの取組

容器包装のリサイクルについては、容器包装リサイクル法に基づき、県内の全ての市町村が分別収集計画を策定し、分別収集に取り組んでいます。

県内市町村の平成28年度分別収集実績では、容器リサイクル法に規定する10品目（瓶類、缶類、プラスチック類など）のうち、一市町村当たり約8.7品目の分別収集を実施しています。（表2-2）

今後は、容器包装廃棄物の一層の排出抑制や質の高い分別収集、分別品目数の増加への取組が求められています。

② ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会、スーパーストア代表、百貨店代表、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催したほか、ごみの減量化に向けた取組を推進するため、「九州まちの修理屋さん」「九州食べきり協力店」の募集・登録に九州7県共同で取り組むとともに、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」（10月1日～31日）を実施するなど、県民の方々の意識啓発に努めました。

③ 家電リサイクルの促進

家電リサイクル法に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ（プラズマ、液晶を含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の円滑なリサイクルを促進するため、市町村における取組の促進に努めました。離島地域における運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策事業協力」制度は、平成29年度は12市町村が活用しています。

④ 自動車リサイクルの促進

自動車リサイクル法に基づき、廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導を行いました。離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策支援事業」は、平成29年度は18市町村が活用しています。

⑤ リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画等に基づき、次の市町村等においてリサイクル関連施設の整備が行われています。

- ・リサイクルセンター 指宿広域市町村圏組合（H27～H28）

表 2-2 平成28年度分別収集実績

(単位：トン)

区 分	平成28年度 収集実績量	平成28年度 再商品化処理量	(参考) 平成27年度 再商品化処理量
無色のガラス	2,794	2,707	2,809
茶色のガラス	4,009	3,969	4,087
その他のガラス	1,376	1,331	1,344
ペットボトル	3,537	3,474	3,352
紙製容器	1,185	1,169	1,229
プラ製容器	7,865	6,949	6,927
;(うち白色トレイ)	62	59	65
鋼製容器	2,039	1,989	2,181
アルミ製容器	2,109	2,131	2,107
飲料用紙製容器	183	188	145
ダンボール	7,716	7,703	7,930

(2) 産業廃棄物

① 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他の処理に関する計画の作成を指導しました。

② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し、廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組などへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

1	目的	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。
2	納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
3	課税客体	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
4	課税標準	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
5	税率	焼却施設への搬入 800円/トン 最終処分場への搬入 1,000円/トン
6	税収の用途	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

④ 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。